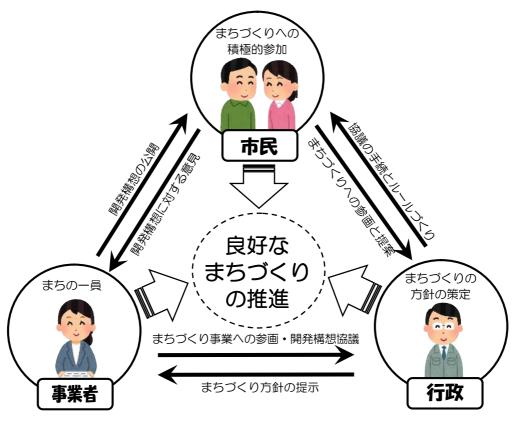
まちづくり条例の手続について

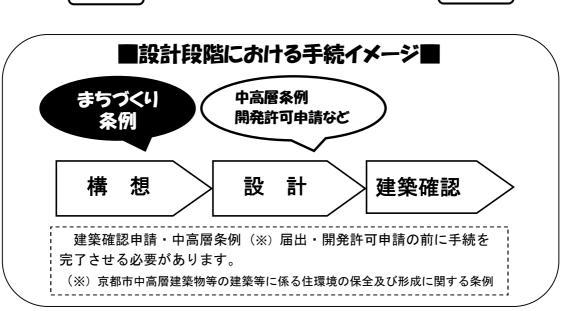
0	条例の概要について	P. 1
0	条例手続の概要について	P. 3
0	条例手続の流れ	P. 4
0	手続フロー図	P. 5
0	京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例	様式集
	第1号様式~第8号様式	P. 6∼15
	第1号様式記入例	P. 16~17
0	まちづくり条例に係る音見調整の事例	P 18~19

都市計画局都市企画部都市計画課 令和元年8月

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例 ~条例の概要~

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例(まちづくり条例) とは、開発事業の構想をよりよいものにしていくことによって良好なまち づくりの推進を図るため、市民と事業者と市が十分な協議を行う手続など を定め、まちづくりの方針に適合した土地利用を促すものです。





Q 1

京都市のまちづくりの方針は?

A 1

まちづくり条例では、京都市都市計画マスタープランなどのまちづくりに関する上位計画を「まちづくりの方針」(※)として定め、条例手続のなかで、同方針に適合した土地利用を促しています。

- (※)・京都市基本構想及び京都市基本計画
 - ・都市計画法第6条の2第1項に規定する整備、開発及び保全の方針
 - ・都市再開発法第2条の3第1項に規定する都市再開発の方針
 - ・大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 第4条第1項に規定する住宅市街地の開発整備の方針
 - ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項に 規定する防災街区整備方針
 - ・京都市都市計画マスタープラン
 - ・商業集積ガイドプラン
 - 京都市緑の基本計画
 - 京都市住宅マスタープラン
 - ・ 職住共存地区整備ガイドプラン
 - らくなん進都(高度集積地区)まちづくり推進プログラム
 - 京都市景観計画
 - 京都市歴史的風致維持向上計画
 - 「歩くまち・京都」総合交通戦略
 - •京都市MICE戦略
 - ・京都市持続可能な都市構築プラン

平成31年3月28日 に策定しました。

Q2 なぜ構想段階で行うのですか?

構想の早い段階で意見調整を行うことにより、地域の 方々に開発構想について理解を得ていくことで、**円滑な** 事業の進捗が図れるとともに、意見を設計に活かすこと ができます。

> 意見調整の事例を紹介していますので, 御参照ください。(P. 18~P. 19)



ΑZ

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例 条例手続の概要について

1. 届出対象の開発事業

- (1) 市街化区域内の1,000㎡以上の土地において集客施設(※1)の設置を含む開発事業(※2)
- (2) 市街化区域内の10,000㎡以上の土地において行う開発事業
 - ※1 集客施設とは、次に掲げる建築物をいいます。(条例第2条第5号)
 - 物品販売業を営む店舗又は飲食店
 - ボーリング場,スケート場,水泳場又は運動施設(建築基準法施行令第130条の6の2に規定する運動施設)
 - ホテル又は旅館
 - 〇 游技場
 - 劇場,映画館,演芸場又は観覧場
 - 〇 公衆浴場
 - 集会場(結婚式場,葬祭場その他これらに類する用途に供するものを含む。)
 - 〇 展示場
 - 勝馬投票券発売所,場外車券売場,場内車券売場及び勝舟投票券発売所
 - ※2 開発事業とは(条例第2条第2号)

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為並びに建築基準法第2条第13号に 規定する建築(新築及び増築に限る。)及び同法第87条第1項の規定による建築物の 用途の変更をいいます。

2. 届出書類について

届出を行う者は、下記に掲げる図書を、1部提出してください。(届出書類に押印は不要です。)

- (1) 開発構想届(第1号様式)
- (2) 付近見取図 (縮尺 1/2,500 で届出に係る土地の区域を示したもの)
- (3) 施設の配置に係る構想を示す図面(配置図)
- (4) 自動車の駐車場を設置する場合にあっては、<u>駐車台数</u>、自動車の出入口の位置、その他駐車場の設置に係る構想の内容を示す図書
- (5) 開発事業に係る区域の土地及びその周辺の状況を示す図書

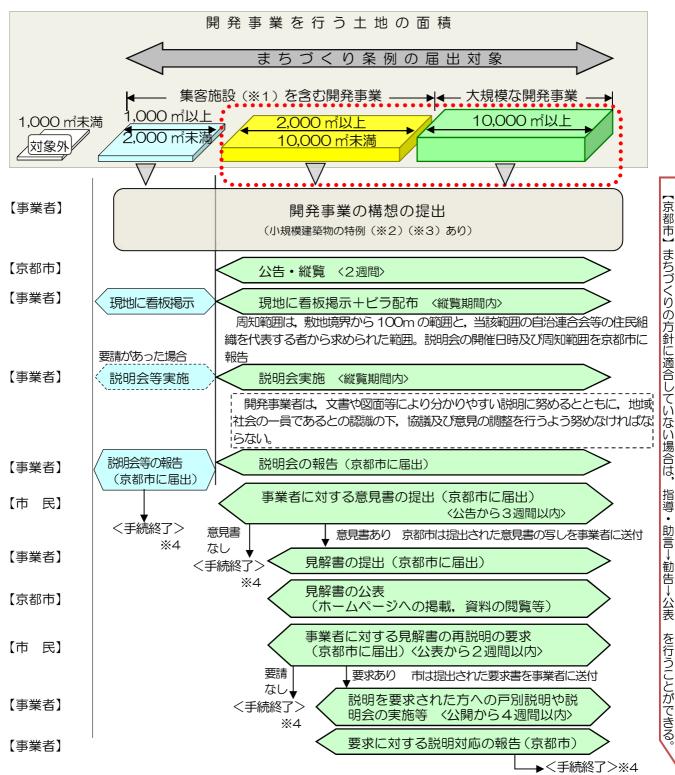
周辺状況の写真, 撮影位置を示す図書等

- (6) 開発事業に係る区域の土地における<u>緑地の保全</u>,<u>緑化の推進</u>その他当該区域の周辺の生活 環境との調和に係る構想の内容を示す図書
- (7) その他開発事業の構想の内容を示す図書(建物の平面図,立面図,断面図等)
 - ※ (4)及び(6)の内容については、(3)の図面に記載いただいても構いません。
 - ※ 届出書類一式は閲覧に供します。

3. その他

- (1) 手続の流れ、手続フロー図及び届出様式については、4頁から17頁を御覧ください。
- (2) まちづくり条例に係る意見調整の事例については、18頁から19頁を御覧ください。

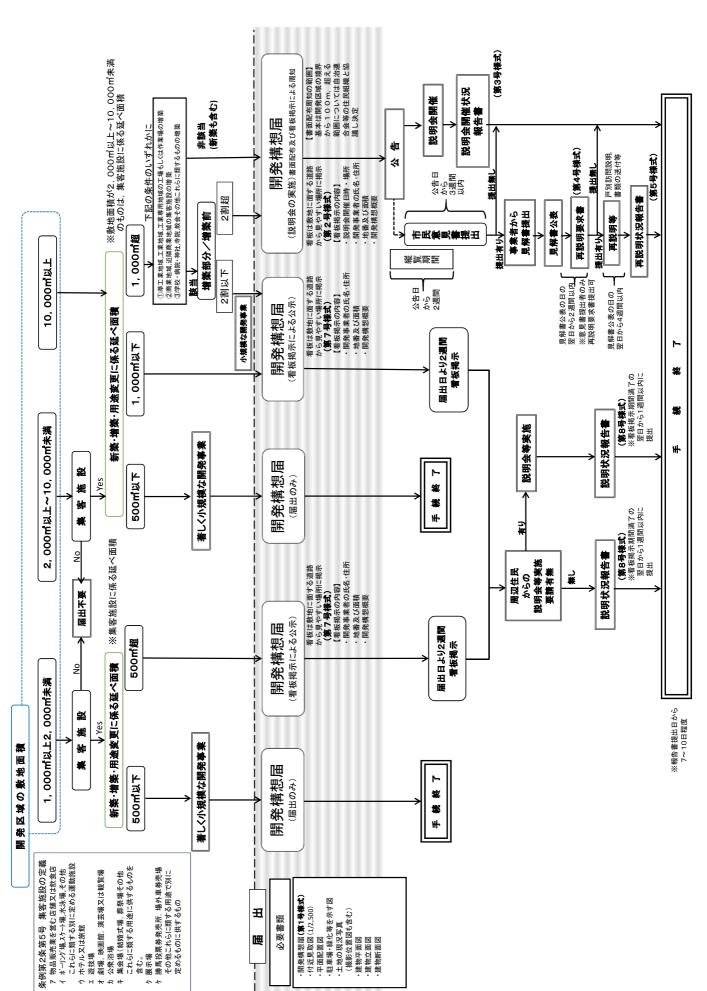
手続の流れ



- ※1 集客施設とは、物品販売業を営む店舗、飲食店、ボーリング場などの運動施設、ホテル、遊技場、映画館、公衆浴場、展示場、結婚式場などの集会場、勝馬投票券発売所などの不特定多数の人々が利用する施設をいいます。
- ※2 新築等に係る部分の建築物の延べ面積が500㎡以下の場合は、届出のみとなります。
- ※3 土地面積2,000㎡以上の場合において、次のいすれかに該当する場合には、周辺環境への影響が小さい場合もあることから、周辺住民からの要請があった場合に説明を行っていただくなど、開発面積2,000㎡未満の場合と同様の手続に緩和します。
 - ア 新築等に係る建築物(新築しようとする建築物は第三条の会理に係る部分とは用途の変更に係る部分)の延べ面積が1,000m以下の場合
 - イ 次のいずれかに該当する建築物の増築で、増築後の延べ面積が従前の1、2倍以下の場合
 - ・商業系の用途地域内における集客施設の増築又は工業系の用途地域内における工場もしくは作業場の増築
 - ・学校、病院、神社仏閣等の増築

・助言→勧告→公表を行うことができる。 (※4 手続終了後を含む。)

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例 手続フロー図



要

べ面

用途ごとのおおよ

その面積

積約

開 発 構 想 届

(万	记先)	京		都	市	長				年		月	日		
	出者の 圧地))住所	(法)	人にあ	っては,	主たる事務	所の	届出者の	の氏々	名(法 <i>)</i>	(にあ-	っては,	名称及	び代表者	(名)
												電話	_		
見	京都下	5土地	利用の	の調整		ちづくりに				.,		は出ま	ミす。		
						去人にあって	(は, ∃	ヒにる争	務川	の肝住:	吧)				
	開	発 事	業者	Ž I	氏名(治	去人にあって	ては、名	3称及び	代表	者名)					
												電話	_	_	
					住所(治	去人にあっ [~]	ては, ヨ	Eたる事	務所	の所在	地)				
	代	理	君	Z.	氏名(治	去人にあって	ては、名	呂称及び	代表	者名)					
												電話	_	_	
	地	名	地	番	京都市	区									
	用	途	地	域					防り	火地域	,, , ,	火地域 定なし	□準防	方火地域	
土地	そ <i>0</i> 地区	つ他の <u>《</u>	地域	又は	□美観 ⁵ □自然原 □風致 ⁵ □近郊約	風景保全地區 地区(录地保全区域 公告物規制區	<u>×</u> (高度地区)	□建造。 □眺望。 □歴史 □ で地。 □ 屋外	景観保 的風土 造成工	全地域 保存区 事規制	域	也区)
	土	地(の面	i 積										平方メー	・トル
	指	定及	書 蔽	李			パー	セント	指	定容	積 率	3		パーセ	ント
	主	な	用	途					エ	事の	種別	」 □新	築 途変更	□増築 □開発	
	階			数											
開	建	fi	菝	率	約		ノペー	ーセント	容	積	摔	約		パーセン	/ }
発構	建	築物	のほ	高 さ	約									メー	トル
想の	/				計	画 部	分	既	存	部	分	合			計
概	建	築	面	積	約	平方メー	ートル	約		平方メ	ートル	約	3	平方メー	トル

平方メートル 約

平方メートル

平方メートル 約

		開発事業を通じて地 域社会の一員として 担おうとする役割に 係る事項							
	良好なまちづくり	町並みとの調和に係 る事項							
	を推進するために 配 慮 す る 事 項	生活環境との調和に 係る事項							
		その他地域社会への配慮に係る事項							
説	明会の日時		説	明	会	の	場	所	
必要	要な申請等の種類								

- 注1 該当する□には、✔印を記入してください。
 - 2 「指定建蔽率」とは敷地に建築可能な建築面積の敷地面積に対する割合を,「指定容積率」とは敷 地に建築可能な延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。
 - 3 「建蔽率」とは建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を、「容積率」とは建築物の延べ面積の 敷地面積に対する割合をいいます。
 - 4 説明会の日時の欄及び説明会の場所の欄は、説明会の予定が決まっていない場合については、記入する必要はありません。

第2号様式(第6条関係)

開発構想に関する説明会の概要 説明会の開催日時 年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで 説明会の開催場所 (開発事業の概要) 地名地番 京都市 区 地 土 土地の面積 平方メートル □新築 □増築 主な用途 工事の種別 □用途変更□開発行為 開 階 数 地上 階地下階建築物の高さ的 メートル 発 パーセント 建 蔽 パーセント 率|約 容 積 率約 構 部 分 合 計 想 画 部 分 既 存 計 平方メートル 建築面積約 平方メートル 約 平方メートル 約 \mathcal{O} 延べ面積|約 平方メートル 約 平方メートル 概 平方メートル 約 用途ごとの 要 おおよその 積 住所(法人にあっては,主たる事務所の所在地) 開発 事業者 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)

この標識は、京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例に基づき 設置したものです。

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)

電話 -

代理者

標識設置年月日

電話

年

月

日

----- 90 センチメートル以上 -----

説 明 会 開 催 状 況 報 告 書

(宛先)	京	都	市	長			年	月	日
報告者の	住所	(法人にあっ	っては,	主たる事務所の	報告者の氏名(法人	、にあって	は,名	称及び代表	(者名)
所在地)									
					電話	_			

京都	京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例第8条第6項の規定により報告します。													
				住所(法人にあって)	は、主たる事務	所の所在地)								
開	発 事	業	者	氏名(法人にあっては	氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) 電話 -									
	目目 <i>[1</i>]	# <i>o</i> F	El Fra	標識設置	年 月 日	75111	年	月 日						
	開催の周知		可加	書面配布の完	了年月日		年	月 日						
説	日		時			開催回数		口						
μ)L	場		所											
	出	席	者	開発事業者側	人	住民側		人						
明	意		見											
会	回		答											

注 説明会の状況の要旨を記録した書類又は住民に配布した資料があるときは、当該書類を添付してください。

再 説 明 要 求 書

(宛先)	京	都	市	長			年	月	日
申出者の 所在地)	住所	(法人にあ	っては,	主たる事務所の	申出者の氏名	(法人にあっては	,名称	下及び代え	長者名)
						電話		_	
_L_let _L_		<			er to test take to	##) a == }	→ =V +H) ~ _

京都市土ます。	上地利用の調整に係るまちて	づくりに関する条件	列第11条第1項の規算	定により更なる説明を希望し
開催構想	開発事業者の氏名 (法人にあっては,名称)			
の概要	土地の地名地番	京都市	区	
更なるの要求内容	見解書の内容のうち,開発事業者による 更なる説明を求める部分			
	説明を求める理由			
	開発事業者に求める 説 明 の 方 法	□戸別訪問□その他(□説明会の開催	□書類の送付)

注 この要求書の写しは、開発事業者に送付されます。

再 説 明 状 況 報 告 書

(宛先)	京	都	市	長		年	三月	日
報告者の 所在地)	住所	(法人にあっ	っては,	主たる事務所の	報告者の氏名	(法人にあっては,	名称及び代	(表者名)
						電話	_	

京都市	i土地利用 <i>o</i>	つ調整に	係るまちづくりに関	関する条例第12条第3項の規定によ	り報告します。
			f(法人にあっては,	主たる事務所の所在地)	
開発	事業	者 氏名	(法人にあっては,	名称及び代表者名) 電話	F _
	説明の方	 法		电印	1
	日	時			
	場	所			
	出席	者			
更なるの	更なる説 を 求 め れ た 事:	5			
説概の要	更なる説の内				
	上記の説に対する 望者 意見の内 での他再 での他 の状 にいる はいかい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい	る の 容 説			

- 注1 「希望者」とは、更なる説明を希望した者をいいます。
 - 2 希望者に配布した資料があるときは、当該資料を添付してください。

開発構想変更届

(宛先)	京	都	市	長		白	三 月	日
届出者の所在地)	住所	(法人にあ	っては,	主たる事務所の	届出者の氏名	(法人にあっては,	名称及び	(代表者名)
						電話		

京	都市土地和	川用の	の調整	隆に係	るま	ちづくりに	こ関する条	例第13	条第1	項の規定に	こより届け	出ます。
土	地の	地	名	地	番	京都市	区					
変	更	の	₹.	重	類							
		_				変	更	Ī	前	変	更	後
開発事業	1 1 / A											
者	氏名(注 名称及证				す ,		電話	_			電話	_
代理	住所(注主たる)				-							
者	氏名(注 名称及征				す ,		電話	_			電話	_
土	地	名	<u>‡</u>	也	番	京都市	区			京都市	区	
地	土 地	1	の	面	積			平方メ	ートル			平方メートル
	主	な	F	Ħ	途							
	階				数							
開	建		蔽		率	約		パー1	セント	約		パーセント
発	容		積		率	約		パー1	セント	約		パーセント
構	建築	物	の	高	さ	約		メー	ートル	約		メートル
1 11			計員	画 部	分	約		平方メー	ートル	約		平方メートル
想	建築面	積	既る	存 部	分	約		平方メー	ートル	約		平方メートル
の			合		計	約		平方メー	ートル	約		平方メートル
概			計	画 部	分	約		平方メー	ートル	約		平方メートル
	延べ面	積	既有	存 部	分	約		平方メー	ートル	約		平方メートル
要			合		計	約		平方メー	ートル	約		平方メートル
	用途ご面積	との	りおね	およる	その							

		開発事業を通 じて地域社会 の一員として 担おうとする 役割に係る事 項	
	良好なま ちが を推進す るために	町並みとの調和に係る事項	
	配慮する事項	生活環境との 調和に係る事 項	
		その他地域社会への配慮に係る事項	
変	更の	理 由	

注 「建蔽率」とは建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を、「容積率」とは建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいいます。

第7号様式(第17条関係)

		開発構	想の概要		
l. 4th	地名地番	京都市 区			
土地	土地の面積				平方メートル
開	主な用途		工事の種別	□新築 □用途変更	□増築 □開発行為
発	階 数	地上 階 地下 階	建築物の高さ	約	メートル
構	建 蔽 率	約 パーセント	容 積 率	約	パーセント
想		計 画 部 分	既 存 部	分合	計
Ø	建築面積	約 平方メートル	約 平方メート	ル約	平方メートル
概	延べ面積	約 平方メートル	約 平方メート	ル約	平方メートル
要	用途ごとの おおよその 面 積				
開発	住所(法人に	こあっては,主たる事務	所の所在地)		
事業者	氏名(法人に	こあっては,名称及び代	表者名)	電話	-
	住所(法人に	こあっては,主たる事務	所の所在地)		
代理者	氏名(法人に	こあっては,名称及び代	表者名)		
		,		電話	_
標識設	置年月日			年	月 日

この標識は、京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例に基づき設置したものです。この開発構想について、同条例に基づく説明を求められる方は、次の連絡先に御連絡ください。

(連絡先)

電話 -

---- 90 センチメートル以上 *-*--

説 明 状 況 報 告 書

(宛先)	京	都	市	長		年	三 月	日日
報告者の 所在地)	住所	(法人にあっ	ては,	主たる事務所の	報告者の氏名	(法人にあっては,	名称及び	が代表者名)
						電話	_	

J	京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例第23条第3項の規定により報告します。						
開	発:	事業	者	住所(法人にあっては,主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) 電話 -			
	日		時				
	場		所				
説	出	席	者				
明	意		見				
	□		答				
そ	の他	」の措	置				

- 注1 住民への個別の説明を行った場合は説明の欄に、その他の措置を講じた場合はその他の措置の欄にその内容を記入してください。
 - 2 住民に配布した書類があるときは、当該書類を添付してください。

	開発	構	想	届	届出日を記	記入
(宛先) 京 都 市	長			年	月	日
届出者の住所(法人にあっては、主 所在地) 京都市〇〇区〇〇町〇〇〇番地	たる事務所の	株式	会社C	(法人にあっては,名和 OO ・	開発事業者を記	$\overline{}$

	京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例第6条の規定により届け出ます。						
	明 水 本 米 北	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市〇〇区〇〇町〇〇〇番地					
	開発事業者	氏名(法人にあっては,名称及び代表者名) 株式会社〇〇 代表取締役 $\Delta\Delta\Delta\Delta$ 電話 $O75-\times\times\times-\times\times$					
	代 理 者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)					
記載し, がる場	係る全ての用途地域を , 用途地域が複数にまた 合については過半の用 が分かるように記入	氏名 (法人にあっては,名称及び代表者名) 電話 - 代理者に委任される場合は記入					
土	地名地番	京都市 ▲▲ 区 ▲▲町●●番地					
地	用 途 地 域	商業地域(過半), 第2種住居地域 防火地域 団造防火地域 □指定なし □指定なし					
	その他の地域又は 地区 敷地が、指定建蔵率・ 指定容積率が異なる地域にまたがる場合は按 分した数値を記入	25 メートル第 = 種高度地区 地区が複数にまたがる 場合は全て記入 必美観地区(旧市街地型) 口建造物修景地区() 日 然修景保全地区() 「上 部望景観(近景,遠景デザイン保全区域) 日 風致地区() 日 歴史的風土保存区域() 日 近郊緑地保全区域 日 宅地造成工事規制区域 ごを外広告物規制区域(第3種)日 屋外広告物等特別規制地区 必を外広告物規制区域(第3種)日 を外広告物等特別規制地区 上 全の他(高度利用地区(京都駅周辺)) 日 を外広告物等特別規制地区					
	土 地 の 面 積	11,000 平方メートル					
	指 定 建 蔽 率	74 パーセント 指 定 容 積 率 ◆ 480 パーセント					
	主な用途	物品販売業を営む店舗 エ 事 の 種 別 ☑ 新築 □増築 □用途変更 □開発行為					
	階数	3階					
開		約 32 パーセント 容 積 率 約 91 パーセント					
発構想の概要		約 12 メートル					
		計 画 部 分 既 存 部 分 合 計					
	建築面積	約 3,500 平方メートル 約 O 平方メートル 約 3,500 平方メートル					
安	延べ面積	約10,000 平方メートル 約 O 平方メートル 約10,000 平方メートル					
	用途ごとのおおよ その面積	物品販売業を営む店舗面積 約▼▼㎡ 共同住宅面積 約××㎡					

開発事業を通じて 地域社会の一員と して担おうとする 役割に係る事項

(例)

- ・地域特性を活かし た施設計画
- 利便性の向上
- ニティ ・地域コミュニ 等 の活性化

(例 地域特性を活かした施設計画)

- 開発地域は、「京都市持続可能な都市構築プラン」の広域拠点エリアである ○○駅周辺に位置し、上層階はオフィス機能として整備するとともに下層階 は店舗を計画することで、人々が働き、集う場として地域の核を担います。
- 交通の拠点となる〇〇駅に隣接するため、敷地内に駅を利用する方や地域 の方が気軽に利用できる緑豊かなオープンスペースを設け、地域に潤いを提 供します。
- 計画建物は観光地である○○付近に位置するため、△△の魅力や文化を伝 えるスペースをロビーに設けることで、旅行者や利用者が地域を学ぶ機会を 増やし、地域の発展に寄与します。

(例 利便性の向上)

高齢化が見込まれる地域への出店に当たり、全国展開するチェーン店の特 性である物流の強みを活かし、充実した品揃えを行うことにより、地域に不 可欠な存在となることを目指します。

(例 地域コミュニティの活性化)

当該開発により立地を予定する店舗は、現在の多様なライフスタイルや消 費者ニーズに対応した多様な商品を提供できる複合型店舗であり、この総合 スーパーとしての特性を生かし、地域の方々の交流の場として、積極的に祭 りやイベント等の地域活動の場としての役割を果たし、地域経済の活性化及 びコミュニティ活動の一助も担っていくことを企業方針として、地域社会へ 貢献していきます。

(例 建築物の意匠)

- 開発区域である○○地域は、△△の自然条件や××の歴史的町並みなどの 地域特性を有しており、これらを生かして、建築物の形態、意匠、配置等を 総合的に計画します。
- 隣接する良好な町並みの景観保持のため、低層部には周辺の京町家と連続 する庇を設け、外壁の色調を合わせるなどの配慮をします。
- 町並みにおける建築物の圧迫感を低減するため、分節化の工夫を行います。

(例 緑化による配慮)

- 周辺環境に憩いを与えている既存の樹木については、伐採を極力回避でき るように建物を配置します。
- 道路沿いに出来る限り緑地を設けることで、緑豊かな沿道空間を創出しま

係る事項 配慮する事項

(例)

- ・景観への調和
- ・緑化による配慮 等

町並みとの調和に

(例 周辺環境への配慮)

- ○○側は敷地境界から後退することで隣接する住宅へ与える圧迫感を低減 するとともに、開口部の配置などプライバシーにも配慮した建物計画としま
- 計画地は幹線道路に面し、その歩道が近隣の〇〇小学校の通学路であるた め、通学時間帯はガードマンによる入退場車両の誘導を適切に行います。

(例 駐車場の配置等)

- 開発地域に隣接する〇〇街道は、生活道路かつ通学路にも指定されている ため、駐車場の出入口はメイン道路である○○道路側のみとし、回転灯等の 安全施設を設置し、安全対策を図ります。
- 深夜時間帯における営業も想定していますが、駐車場内において、車両の 不要なアイドリング、クラクション及び空ふかしを禁止するよう指導等を行 い, 周辺環境への対策を徹底します。

条例では、良好な まちづくりの推進 を図るため、『地域 社会へ積極的に貢

良好なまちづくり

を推進するために

献すること』を事 業者の責務として 規定しておりま ₫<u>.</u>

そこで、事業者の みなさまが, 今後, 地域に進出するに 当たり、将来への 展望を含めた事業 内容の公共的価値 や地域貢献につい て,広く市民のみ なさまへ周知をし ていただくよう,

記入方法を工夫し

てください。

(例)

(例)

に係る事項

• 周辺環境への配慮

生活環境との調和

・駐車場の配置 等

その他地域社会へ

の配慮に係る事項

・地域行事への参加

・災害時における役割

・工事中の配慮 等

・地元への貢献

(例 地域行事への参加)

出店後は、開発区域である〇〇地域に古くから伝わる催事に積極的に関わ ることで、地域の活性化に貢献すると共に、自治会活動に積極的に関わるな ど、地域と共存共栄を目指します。

(例 地元への貢献)

- 女性やこどもの駆け込み対応や高齢者の保護等、地域の方々の安心安全に 生活ができるセーフティーネットの役割を担います。
- 地元の方を優先的に採用することで、地域の安定した雇用を創出します。 (例 災害時における役割)

災害時には広場を避難場所として開放し、地域拠点とすることを見据え、 施設のバリアフリー化を図り、その役割を果たせるよう、環境を整えます。

(例 地元住民への説明方法・工事期間中の意見調整等)

地域コミュニティの実情に応じ、自治連合会ごとに説明会を行い、きめ細 やかな対応を行います。更に、説明会後も現地に意見箱を設置し、地域のみ なさまとの信頼関係を強めながら、工事を進めていきます。

まちづくり条例の届出以降の 主な手続を記入

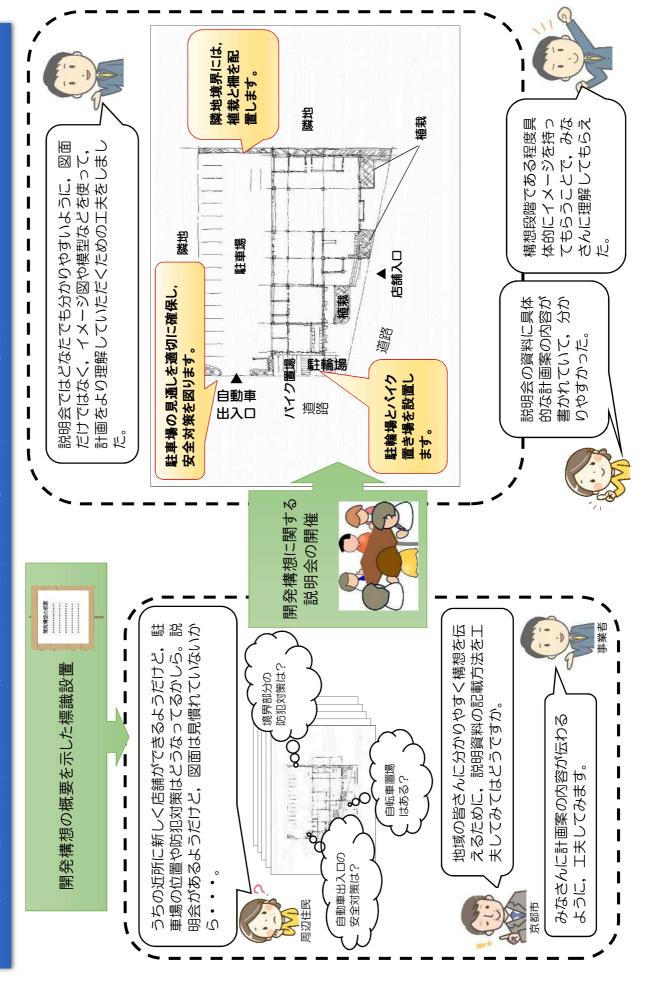
平成○年○月○日(△)19時 甪 明会 の場 所 ××会館会議室 \mathcal{O} 日 説

必要な申請等の種類 】建築確認申請、京都市中高層条例届出、開発許可申請、大規模小売店舗立地法の届出

- 該当する□には, ✔印を記入してください。
 - 「指定建蔽率」とは敷地に建築可能な建築面積の敷地面積に対する割合を、「指定容積率」とは敷地に建築可能な延べ 面積の敷地面積に対する割合をいいます。
 - 「建蔽率」とは建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を、「容積率」とは建築物の延べ面積の敷地面積に対する割 合をいいます。
 - 4 説明会の日時の欄及び説明会の場所の欄は、説明会の予定が決まっていない場合については、記入する必要はありませ ん。

意見調整の事例1

計画に対する理解が深まった事例 説明をエ夫することで、



計画を工夫することができた事例 開発構想の早い段階で地域と意見調整することで、 意見調整の事例2

